

青森県報

第六百八十一号

令和五年
十月三十日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………が生活習慣病・対策課 …… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定……………(同) …… 一
- 令和五年度青森県子どもと保護者の生活習慣実態調査の実施……………(同) …… 二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) …… 二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) …… 三
- 出先機関
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(下北地域) …… 三
- 公営企業
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院) …… 三
- ……………(管理課) …… 三

告 示

青森県告示第六百三十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の

規定により公示する。

令和五年十月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
むらかみ脳神経クリニック	八戸市売市四丁目七の七	令和五・七・二〇
すずらん調剤薬局浪館店	青森市浪館前田三丁目二二の九	五・八・三
スーパードラッグアサヒ調剤薬局青森中央店	青森市東大野二丁目一の一の三	五・九・一
町立大鰐病院	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	五・九・三〇

青森県告示第六百三十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和五年十月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三笠訪問看護ステーション医療法人むらかみ脳神経クリニック	弘前市大字堀越字柳元二九三	令和五・七・六
あここう歯科医院	八戸市長根一丁目一七の二〇	五・七・三
	八戸市南郷大字市野沢字市野沢三三の一	五・八・二

河原木ファミリークリニック	八戸市日計二丁目二の四五	五・九・三
くまさか歯科	八戸市石堂一丁目二七の一三	五・九・三
町立大鰐診療所	○の四 南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四	五・一〇・一

青森県告示第六百四十号

令和五年度青森県子どもと保護者の生活習慣実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和五年十月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的

青森県における肥満傾向児が全国平均と比較して多い等の原因を明らかにし、適切な施策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内の小学四年生・五年生及び中学一年生・二年生とその保護者

三 報告を求め事項及びその基準となる期日

1 報告を求め事項は次に掲げる事項とする。ただし、(三)については、小学四年生・五年生及び中学一年生・二年生のみ報告を求める。

(一) 食習慣に関する調査（身長、体重等の身体に関する状況、食事状況、食物摂取状況）

(二) 生活習慣に関する調査（世帯状況、身体活動状況、睡眠状況、就労状況等）

(三) 体組成計及び血圧計による測定（体重、血圧、収縮期血圧、拡張期血圧）

2 報告を求め基準となる期日は、令和五年十一月から同年十二月の任意の一日とする。

四 報告を求め者

県内の小学校及び中学校で本調査への協力を得られる学校を調査協力校と

して選定し、調査協力校に在籍する小学四年生・五年生及び中学一年生・二年生とその保護者を有意抽出した約七千人とする。

五 報告を求めため用いる方法

調査協力校から調査票を配布し、報告者による自記方式と、オンラインによる回答を合わせた方法により行う。なお、体組成計及び血圧計による測定については、調査協力校における測定により行う。

六 報告を求め期間

令和五年十一月一日から同年十二月三十一日までとする。

青森県告示第六百四十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称	場 所
外ヶ浜	外ヶ浜漁業 協同組合
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本八〇の一	令和五年十月 三十日から同 年十一月十三 日まで
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越七二の二	
赤平 忠	
木浪 功	
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本一五一 の一二	
小川 輝彦	

青森県告示第六百四十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年十月三十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第二号の表中

青森県信用組合川内支店

むつ市川内町川内

を削る。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月三十日

下北地域県民局長 蛭 名 芳 徳

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる供給物品の単価契約に係る一連の調達

凍結防止剤 二十五キログラム入（予定数量三万二千四百袋）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

下北地域県民局地域整備部

むつ市中央一丁目一の八 むつ合同庁舎新館四階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年十月二日

五 落札者の名称及び住所

青森三八五流通株式会社

青森市大字新城字平岡一六〇の五七六

六 落札金額

一袋当たり千百八十八円

七 落札者を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年八月十四日

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 七万二千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

- 令和五年九月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市問屋町一丁目六の二〇
- 六 落札金額
一リットル 八十六円二十四銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和五年二月十三日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭